

「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修企画委員会」実施要領

(目的)

第1条 厚生労働省の精神障害関係従事者養成研修事業「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱」に基づく、かかりつけ医等心の健康対応力向上研修の実施にあたり、その円滑な事業を推進するため、かかりつけ医等心の健康対応力向上研修企画委員会を設置する。

(名称)

第2条 かかりつけ医等心の健康対応力向上研修企画委員会（以下、「研修企画委員会」とする）。

(所掌事務)

第3条 研修企画委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) カリキュラムなど研修内容にかかる企画・立案を行う。
- (2) 研修への参加呼びかけや広報活動等について、効果的な方法を検討する。
- (3) その他、関連ある事項について検討する。

(組織)

第4条 研修企画委員会は、次に掲げる機関・団体等の委員で構成する。

- (1) 行政機関
沖縄県立総合精神保健福祉センター 沖縄県保健医療部地域保健課精神保健班
- (2) 民間団体
沖縄県医師会 北部地区医師会 中部地区医師会 南部地区医師会 那覇市医師会
浦添市医師会
- (3) 研究機関
琉球大学医学部
- (4) その他、自殺対策推進に必要と認められる者

(委員長及び副委員長)

第5条 研修企画委員会に委員長を置き、委員長は委員相互の互選により選出する。

- 2 委員長を補佐するために、副委員長を置く。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、研修企画委員会の議長となる。
- 5 委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代行する。
- 6 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 研修企画委員会の事務局を県立総合精神保健福祉センターに置く。

附則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

この要領は、平成24年3月22日から一部改正する。

この要領は、平成26年7月23日から一部改正する。

この要領は、平成29年4月3日から一部改正する。